

# 平成 28 年度(4 半期) エコアクション 21 環 境 活 動 レ ポ ー ト

対象期間:2017 年 1 月~2017 年12月

作成年月日:2018年1月30日



株式会社 M.T.C

〒635-0076 奈良県大和高田市大字大谷 126 番地 2

TEL: 0745-22-1410

FAX: 0745-22-2495

URL: <http://www.mtc-nara.co.jp/>

## 目次

事業の概要

工場配置図

認証・登録範囲及び会社組織図

環境方針

過去の実績と環境目標

平成29年度活動計画

平成29年度活動実績（2017年1月～12月）とその評価

環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

代表者による全体評価と見直しの結果

## I 組織の概要

### (1) 事業所名および代表者名

事業所名：株式会社 M.T.C

代表者名：森 久次

### (2) 所在地

(本社工場) 〒635-0076 奈良県大和高田市大字大谷126番地2

敷地面積：990㎡

(旧本社) 〒635-0076 奈良県大和高田市大字大谷122番地

敷地面積：396㎡

(倉庫) 〒635-0076 奈良県大和高田市大字大谷125番地

敷地面積：172㎡

### (3) 事業の内容 金属製品製造業

### (4) 環境管理責任者氏名及び担当者の連絡先

環境管理責任者：前田 智（工場長）

担当者：中西 真紀（EA21 環境管理委員会事務局）

[TEL: 0745-22-1410](tel:0745-22-1410) FAX: 0745-22-2495

### (5) 工場の規模

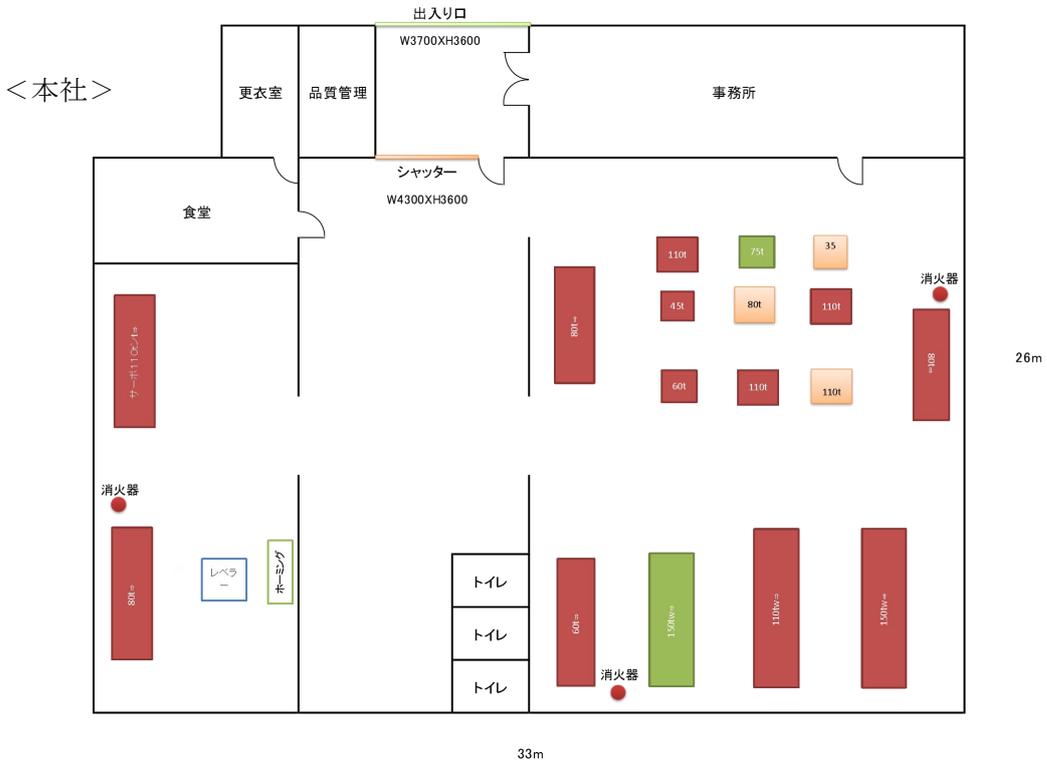
平成27年度(2016年9月～2017年8月) 加工費額：216 百万円

従業員数：27名（2017年8月末）

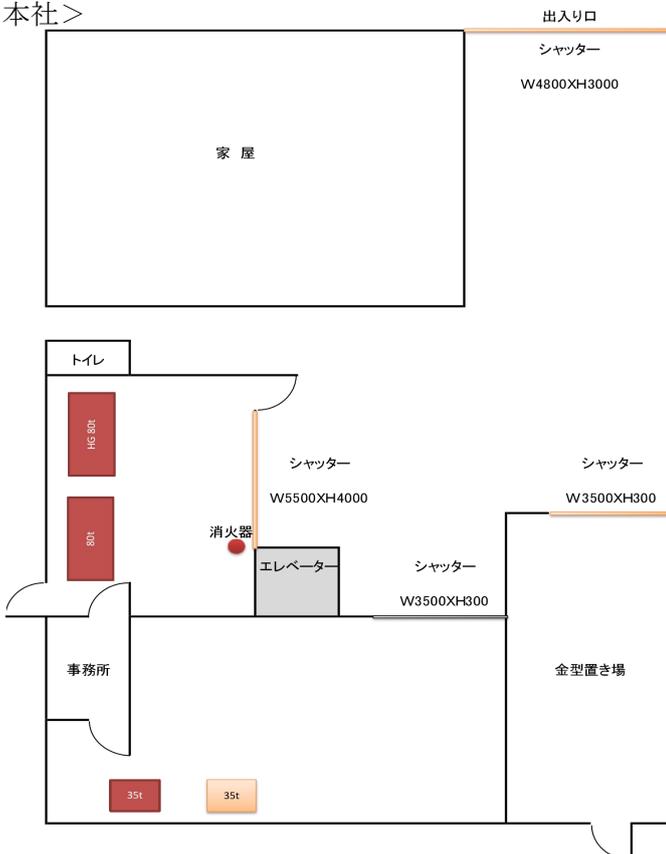
### (6) 対象範囲

対象範囲：全事業活動 対象事業所：本社工場、旧本社、倉庫

## II 工場配置図



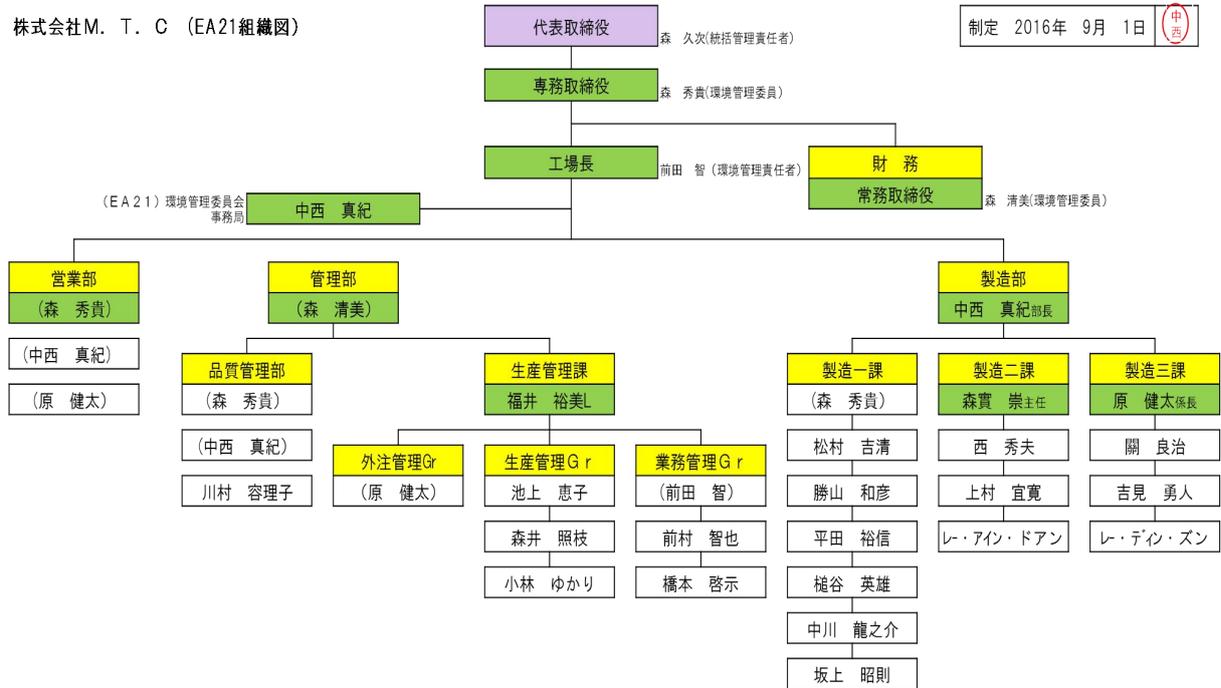
## < 旧本社 >



# III 組織図

株式会社M. T. C (EA21組織図)

制定 2016年 9月 1日 (中西)



## IV 環境方針

### 基本理念

私達は、ものづくりを通じて環境にやさしい製造業としての ECO活動に取り組む事を目的とします。

### ◆環境方針

弊社の 基本理念に基づき 金属製品製造業の事業活動を通じ 環境活動を実施し、地球環境における自然破壊の護に努め 社会及び地域に貢献することを目指します。

I.環境目標を定め 社員一丸となった環境活動への参加と継続的改善の推進を行ない 必要に応じて 計画の見直しを行います。

II.環境に関する法規制、条例を遵守し、環境負荷の削減に取り組みます。

### III.具体的取り組み内容

- ① 産業廃棄物の削減とリサイクル化の推進  
(スクラップ排出量の把握)
- ② 二酸化炭素の排出量の削減  
(電力と燃料使用量の把握と削減)
- ③ 化学物質の適正使用及び廃棄時の管理の徹底  
(機械油の使用量の把握、廃油の管理)
- ④ 購入物品の環境配慮と適正使用  
(コピー紙、手袋等)
- ⑤ 工程短縮に関する提案制度の強化  
(単発プレスから順送プレスへの工法変更等)
- ⑥ 工場周辺の環境整備と周辺住民とのコミュニケーション

2016年 9月 1日 制定  
株式会社 M.T.C  
代表取締役 森 久次

## V 環境目標

	平成28年度	平成29年	平成30年 (目標値)	平成31年度	平成 32 年度
売上高 (百万円)	216 (100)	217 (100)	218	—	—
電力 (KWh)	183,668 (100)	166,291 (91)	164,628	—	—
ガソリン (L)	5,730 (100)	4,767 (95)	4,719	—	—
軽油 (L)	4,435 (100)	5,801 (131)	5,742	—	—
灯油 (L)	1,575 (100)	1,743 (110)	1,725	—	—
CO2 排出量 (kg-CO2)					
水使用量 (m3)	167 (100)	127 (76)	125	—	—
スクラップくず (t)	391,231 (100)	390,360 (99)	386,456	—	—
加工油購入量 (L)		2,198ℓ	2,176ℓ	—	—
廃油 (L)		100ℓ	100ℓ	—	—

### 【評価】

電力・ガソリンの使用量は昨年に比べて9%、5%の削減出来た。水道使用量も節水したことで大幅にダウンさせる事に成功した為、来期も継続できるように努力したいと思う。

しかし、トラックを2月に1台購入した分、軽油代が31%UPした。また、灯油代も10%増の為、来期は、目標値に近付ける為に、エンジンのアイドリング・走行方法(空ふかし・過度の加速等)に注意したい。

## VI 平成30年度活動計画

### 環境目標 実施事項

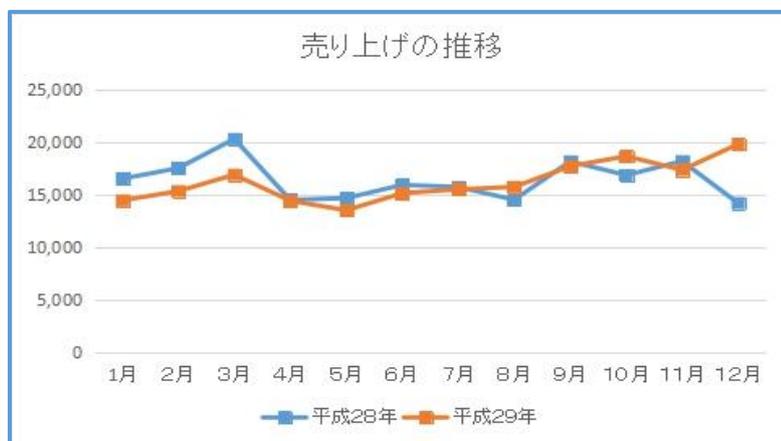
No.	目的	目標	実施事項(内容)
1	エネルギー使用量の削減	(1)トラックの燃費削減(燃費前年比1%削減)	燃費(軽油使用量/走行距離)の把握(基準値の把握) アイドリングストップ、急発進の禁止、タイヤ空気圧の適正化による燃費削減
		(2)電力使用量の削減(前年同月比、売り上げ比 2%削減)	休憩時間、機械の照明をこまめに消し、照明箇所も決める。
2	工程短縮の提案制度の強化	(1)年間提案件数 月間 1件以上	各部署、月末の環境推進委員会会議で発表する。

### 運用管理 (監視・測定)

No.	環境目的	実施事項(内容)
1	電力使用量の把握	毎月の電気使用明細より電力使用量を把握する。
2	トラック燃費の把握	毎日の運転日報より走行距離を把握/毎月のガソリン使用明細より軽油使用量を把握する。
3	水使用量の把握	毎月の上水道使用明細より水道使用量を把握
4	機械油の購入量の把握	機械油の購入伝票により購入量を把握する。
5	廃油引き取り量の把握	廃油処理業者発行の、引取り明細より廃油量を把握する。
6	金属くず引き取り量の把握	毎日のスクラップ(金属くず)の引取り伝票より毎月集計し引き取り量を把握する。
7	月間売上高(材料費除く)	毎月末締日に、集計している表より月間売上高を把握する。

## VII 平成29年度活動実績 (2017年1月~12月)とその評価

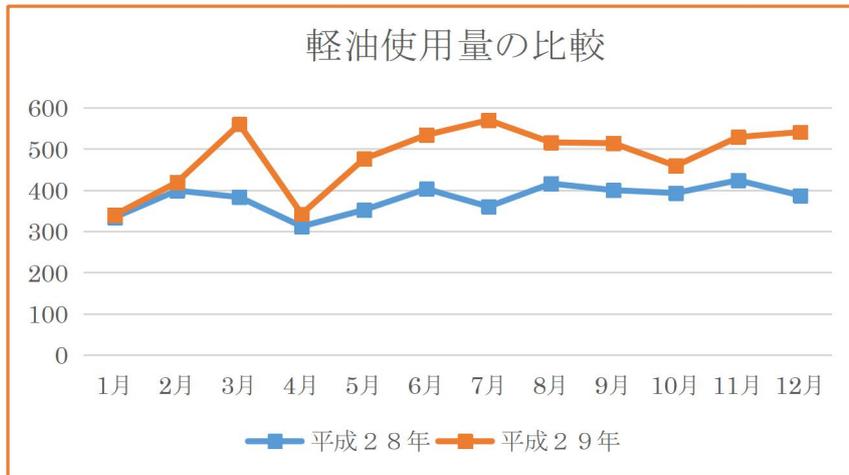
### (1) 売上高(単位:千円)



### (評価)

平成29年度1月~12月の売上高は、前年同期間に比べて98.70%と1.3%の減収となった。

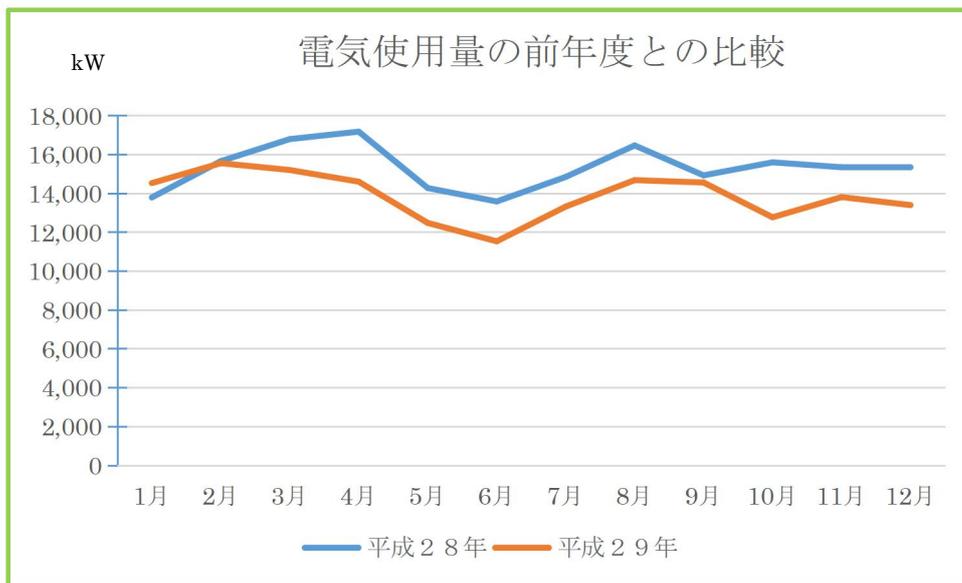
(2) トラックの燃費削減（燃費前年比 1%削減） 軽油(L)/月



(評価)

3tトラックを平成29年2月に購入したこともあり、軽油の削減は前年比 27.1%と大幅増となり、目標を達成できなかった。

(3) 電力使用量の削減（前年同月比、売り上げ比 2%削減）



(評価)

平成29年度の電力使用量は、前年同期間比 90.5%と、9.5%減、売上原単位で比較しても7.2%減となった。

(4) 工程短縮の提案制度の強化 (年間提案件数 月間 1 件以上)

	1月～3月	4～6月	7～9月	10～12月	合計	目標
平成 28 年	0	0	0	2	2	1 件/月
平成 29 年	1	1	1	1	4	1 件/月

(評価)

月間 1 件以上の工程短縮の提案目標であったが1年で 4 件であった。

1 件は、順送加工でのランダム装置を用いた加工で、ランダムショット数の短縮を実現し、1ロット(2000本)加工をするにあたり、4時間かかっていたものが、3時間半になり、約30分の短縮を実現した。

1 件は、逆入れ防止のカメラセンサーを設置。毎回目視検査を行わなければならなかったものが、する必要がなくなり、1ロット(2000本)当たり4時間かかっていたものが、3時間50分とわずかではあるが時間短縮に成功した。

事務所内、生産管理部の PC には、生産管理システムを導入。注文書発注の時間短縮につながっている。

今後も工程短縮の提案は、省エネルギーだけでなく生産性向上に寄与するため、引き続き目標の件数を確保できるよう努める。

## VIII 環境関連法規への違反・訴訟の有無

環境関連法規に対する違反や訴訟等はありませんでした。外部からの苦情については、平成 28 年 8 月に近隣住民から、大和高田市を通じて、騒音に対する苦情があった。その後、防音シートによる対策をとってから以降、近隣住民からの苦情は一切ありませんでした。

### 環境関連法規制順守評価表

	法令等の名称	環境側面	条項	規制内容	順守評価
資源 関 連	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	廃油 金属くず	法第 2 条 (定義)	有用物	—
		事業系一般 廃棄物	法 6 条の 2 第 4 号	市町村の収集運搬、処理 に協力	○

	資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)	廃油 金属くず	法第4条の2(事業者の責務)	製品の長期間使用、再生資源の利用及び廃棄物のリサイクルの促進 自社手順書の順守 (委託契約書、数量管理)	○  ○
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	冷蔵庫、ユニット型エアコン、エアコン、洗濯機等	法第6条	① 長期間使用し、廃棄物を抑制する ② 排出するときは、運搬する者等に適切に引渡し、料金の支払いに応じる	○ 該当なし
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	トラック	法第8条 法第73条	① 使用済みの自動車を引き取り業者に引き渡す ② リサイクル費用を資金管理法人に預託する	該当なし ○
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)ル法	電話、FAX、携帯電話、デジタルカメラ、PC、プリンター等	法第7条	使用済小型電子機器等の収集・運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない。	該当なし
化学物質	消防法(危険物)	機械油(危険物、第4類、第2石油類(2種類)第4石油類(4種類))	法第6条令第1条11, 12 技術上の基準細則第30条	指定数量の1/5以下とする  別紙「指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」の順守	○  ○
公害防止	自動車NOx・PM法	トラック(ディーゼル車)	法第4条	ディーゼル車規制基準合格車を使用	○ 型式PDG
	騒音規制法	コンプレッサー2台 金属加工機械(30トン)	第6条 第8条 第5条	特定施設の設置・変更届 平成28年12月1日変更届 特定施設の数等の変更規制基準の順守	○ — ○

		順送プレス 8台 単発プレス 9台		平成28年9月27日大和 高田市測定 58dB)	
	振動規制法	コンプレッサー1台 機械プレス 全て	法第6条 法第8条 法第5条	同上	○
条例	大和高田市廃棄物の減 量化、資源化及び適正 処理に関する条例	事業系一般 廃棄物	第4条	少量のため一般廃棄物と して取り扱っている	適用 外
	奈良県生活環境保全条 例	コンプレッサー、ファン (7.5KW以上) 金属加工機 械 廃棄物	第42条 第43条  第56条	騒音等規制基準の遵守 義務 騒音等発生施設の設置 の届出  適正処理	○ ○  ○

順守評価日時：平成29年12月26日

## IX 環境活動報告

### 1. 会社周辺の清掃作業

年に数回、会社周辺の清掃作業・側溝清掃を行いました。



### 2. 社内環境会議の実施

環境について(社内についてのエコ作業等)の会議を開催致しました。



## X 代表者による全体評価と見直しの結果